第3回 金融審議会
成長企業への資金供給の在り方等に関するワーキング・グループ

資料１

ファンド向けサブスクリプション・ファシリティの活用について

2026年11月9日

一般社団法人
全国銀行協会

1. ファンド向けサブスクリプション・ファシリティについて

- LP投資家の未払込コミットメントを担保とするサブスクリプション・ファイナンスは、グローバルで、ファンドによる主要な資金調達手段と位置づけられている
- 国内においても、PEファンドが関与するM&A案件の増加や大型化に伴い、銀行が投資事業有限責任組合等に設定する融資枠（サブスクリプション・ファシリティ）の利用ニーズが増加する方向

サブスクリプション・ファシリティの概要

- ✓ ファンド向けに設定される運転資金枠の呼称
- ✓ 資金使途は**「キャピタルコール資金着金までの繋ぎ資金（エクイティブリッジ）」**であり、返済原資は「ファンドからのキャピタルコールに基づくLP投資家からの出資払込金」となる
- ✓ 各ファンドの投資ビークルである**投資事業有限責任組合等が借入人**となる

サブスクリプション・ファシリティ設定目的

① **買収実行時における事務手続きの簡素化**
- 買収交渉の状況によって必要な調達金額が変動する場合に、LP投資家に対して多めにキャピタルコールを行う必要がないなど、事務手続きの効率化やLP出資額の最適化が可能
- 複数案件のキャピタルコールや、管理報酬及び運営費用に係るキャピタルコール等を一本化することで、ファンドと投資家の双方の事務手続きを効率化可能

② **情報の秘匿性維持**
- 買収完了前にLP投資家へ情報が拡散する懸念を抑制可能

③ **資金効率の向上効果**
- サブスクリプション・ファシリティを一定期間使用することで、キャピタルコールの回数削減・効率化が可能

国内においても、PEファンドのM&A案件の増加や大型化に伴い、サブスクリプション・ファシリティの利用ニーズが増加する見込み

© 2026 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

2. 銀行界としての問題意識と要望事項

コミットメントライン法における課題点

- ✓ 銀行は、投資事業有限責任組合などの投資ビークルに対してサブスクリプション・ファシリティを設定するが、借入人となる投資ビークルがコミットメントライン法の適用対象外と整理されてしまうため、当該ファシリティを設定することが困難となっている
 - ― コミットメント・フィーがみなし利息と評価され得るため、ファンドの主要な資金調達手段としてグローバル・スタンダードとなっている融資枠の設定が円滑に行えない
- ✓ 一方、投資ビークルは法人格を持たないため、実質的な借り手は、当該投資ビークルの債務についても無限責任を負うGPであるファンド運用会社もしくはSPCとなる
 - ― 当該GPが適格機関投資家等特例業務届出者であるケースや、投資運用会社と投資一任契約を結んだSPCであるケースにおいては、実質的な借り手であるGPもコミットメントライン法の適用対象外となる

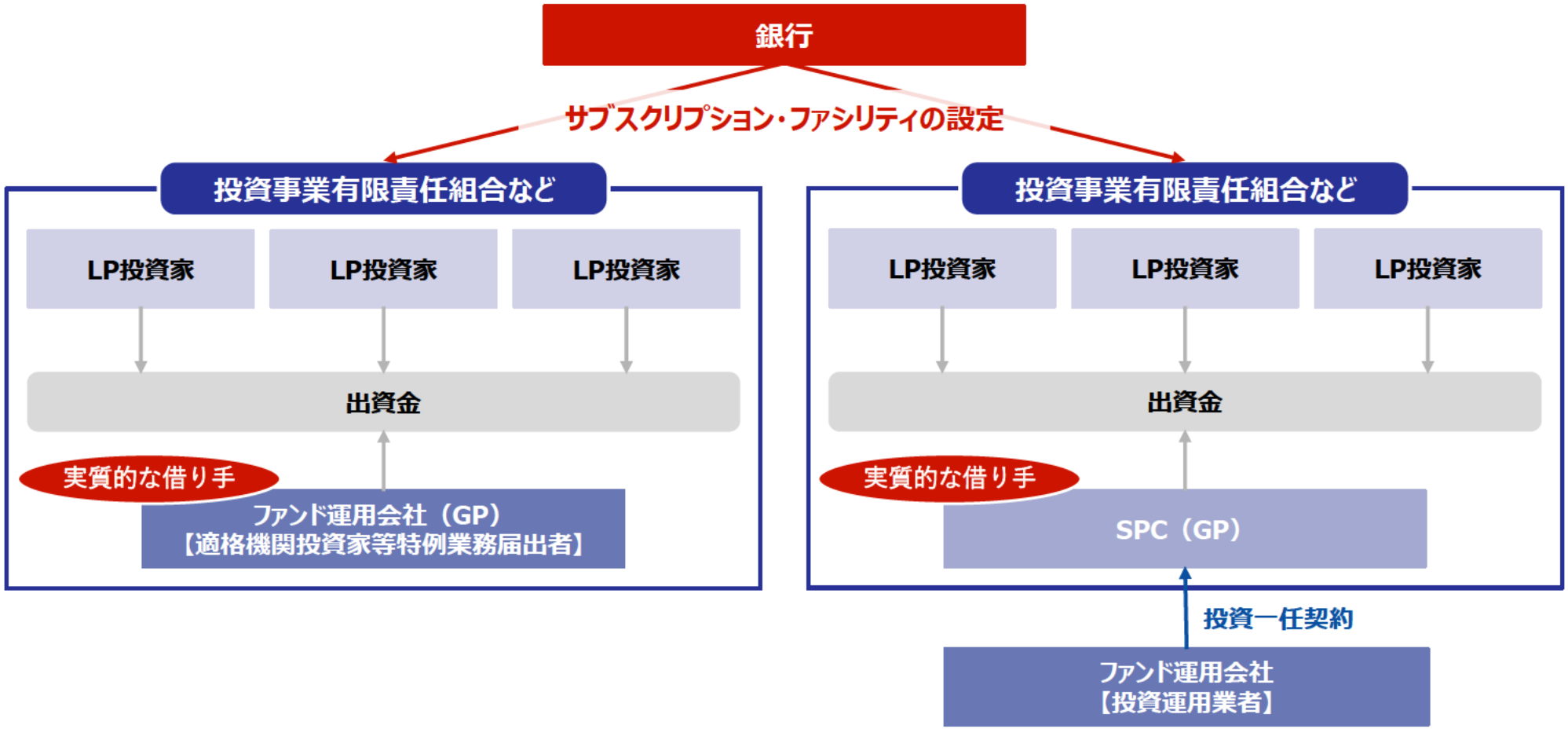
銀行界としての要望事項

- ■ コミットメントライン法の適用対象範囲を拡大し、投資事業有限責任組合などの組合型ビークルが借入人となるケースにおいても、円滑なサブスクリプション・ファシリティの設定を可能とすることを要望
 - ― 適格機関投資家等特例業務届出者やSPCをコミットメントライン法の適用対象に追加頂ければ、実質的な借入人となるGPが適用対象となり、円滑なサブスクリプション・ファシリティの設定が可能
- ■ 組合型ビークルのGPは、通常、十分な経営基盤と金融機関との交渉能力を有する「プロ」と見なすことが可能であり、ファンドの組成・運営上の都合によりコミットメントライン法の適用対象外となるのは、同法の趣旨に照らせば、合理的と言えないのではないか

© 2026 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION

2. 銀行界としての問題意識と要望事項

- 適格機関投資家等特例業務届出者であるファンド運用会社、もしくは投資運用業者と投資一任契約を結んだSPCがGPを務める投資事業有限責任組合などの投資ビークルに対し、サブスクリプション・ファシリティを設定するケースを主として想定
- 実質的な借り手となるGP（ファンド運用会社やSPC）をコミットメントライン法の適用対象に含めて頂くことで、サブスクリプション・ファシリティの円滑な設定が可能となる



© 2026 JAPANESE BANKERS ASSOCIATION